

ドーピングとは…

「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」

ドーピングが禁止されている理由

- ・選手の健康を害する恐れがある
- ・社会的に悪影響を及ぼす
- ・フェアプレーの精神に反す

意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技能力を高める「方法」やそれらの行為を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。
たとえうっかりミスだとしても制裁の対象になります。

アンチ・ドーピングの基礎知識

【禁止物質・禁止方法】

禁止物質・禁止方法は世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の禁止表に定められています。禁止表は、毎年1月1日に更新され、原則12月31日まで有効です。最新版の禁止表を確認する必要があります。

【禁止物質3分類】

1. 常に禁止されている物質と方法
2. 競技会において禁止される物質と方法
3. 特定の競技において禁止される物質

ドーピングで使用する薬物は決して特別な薬ではなく、病気を治療するために使用される医薬品や、市販薬にも多く含まれています。

「うっかりドーピング」を防止しよう！

禁止表に定められている禁止物質は、病院でもらっている治療薬や市販の風邪薬、健康食品、サプリメントなどにも含まれている場合があります。

これら禁止物質を含む医薬品などをそれとは知らずに服用し結果的にドーピング違反になってしまうことを「**うっかりドーピング**」といいます。

残念ながら毎年数例

うっかりドーピングにより制裁の対象となっているアスリートがいます。

うっかりドーピングに注意する医薬品

【医療用医薬品】

- ・ 風邪薬、咳止め
- ・ アレルギーの薬、花粉症の薬
- ・ 喘息治療薬
- ・ 難聴やめまいの治療薬
- ・ 低血圧を治療する薬
- ・ 高血圧を治療する薬(特に配合薬)
- ・ 不整脈の薬
- ・ インスリン

等



どうしても治療に必要場合は

『TUE申請』

【市販薬（OTC薬）】

- ・ 風邪薬(総合感冒薬)
- ・ 鼻炎、花粉症の治療薬
- ・ 咳をとめる薬
- ・ 体毛を濃くするぬり薬

【漢方薬（生薬）】

- ・ 麻黄（マオウ）
- ・ ホミカ（ストリキニーネを含む）
- ・ 海狗人（カイクジン）
- ・ 麝香（ジャコウ）

【その他】

- ・ サプリメント
- ・ 健康食品

うっかりドーピングに注意する医薬品

【医療用医薬品】

- ・ 風邪薬、咳止め
- ・ アレルギーの薬、花粉症の薬
- ・ 喘息治療薬
- ・ 難聴やめまいの治療薬
- ・ 低血圧を治療する薬
- ・ 高血圧を治療する薬(特に配合薬)
- ・ 不整脈の薬
- ・ インスリン

等



どうしても治療に必要場合は

『TUE申請』

【市販薬（OTC薬）】

- ・ 風邪薬(総合感冒薬)
- ・ 鼻炎、花粉症の治療薬
- ・ 咳をとめる薬
- ・ 体毛を濃くするぬり薬

【漢方薬（生薬）】

- ・ 麻黄（マオウ）
- ・ ホミカ（ストリキニーネを含む）
- ・ 海狗人（カイクジン）
- ・ 麝香（ジャコウ）

【その他】

- ・ サプリメント
- ・ 健康食品

国際オリンピック協会による

「表示されずに蛋白同化ホルモンを含む
サプリメントがどのくらい存在するのか」の調査

国名	検体数	陽性数	陽性率
オランダ	31	8	25.8%
オーストラリア	22	5	22.7%
イギリス	37	7	18.9%
アメリカ	240	45	18.8%
イタリア	35	5	14.3%
スペイン	29	4	13.8%
ドイツ	129	15	11.6%
ベルギー	30	2	6.7%
フランス	30	2	6.7%
ノルウェー	30	1	3.3%
スイス	13	—	—
スウェーデン	6	—	—
ハンガリー	2	—	—
合計	634	94	14.8%

サプリメント・健康食品への対応

一般に、いわゆる健康食品やサプリメントは医薬品ほど
品質管理や成分表示等の規制が厳しくない。



製品について保証のしようがない。



基本的には選手の自己責任で使用してもらう。

世界的に信頼のおけるアンチ・ドーピング認証プログラムには

「インフォームド CHOICE」と「BSCG」がありますが

この認証を受けているにしても、選手の自己責任の原則は変わらないので注意。

認証マーク

≠

絶対の安全保障



スポーツファーマシストの活用

【スポーツファーマシストとは】

最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師。
薬剤師の資格を有した方が、日本アンチ・ドーピング機構が定める所定の課程
(アンチ・ドーピングに関する内容) 終了後に認定される資格制度。

スポーツファーマシストの活動例

国民体育大会に向けて
都道府県選手団への
情報提供や啓発活動 等

学校教育の現場における
アンチ・ドーピング情報を
介した医薬品の使用に関する
情報提供・啓発活動 等

(スポーツファーマシストHPより抜粋)

スポーツファーマシストの活用



Sports Pharmacist
スポーツファーマシスト

お問い合わせ



受講・認定者ログイン

スポーツファーマシストについて知る

スポーツファーマシストに相談

スポーツファーマシストを取得

Hot Topics

2020年度新規基礎講習会の受講申し込みします。

スポーツファーマシスト検索

更新しています。NEWSにてご確認くださいませようお願い致

スポーツの価値を守るアンチ・ドーピング活動



Sports Pharmacist
スポーツファーマシスト

<https://www.sp.playtruejapan.org/>

アンチドーピングのために

- ① ドーピング違反になる物質は、
「常に使用してはいけない物質」
「競技会中に使用してはいけない物質」
「特定競技で使用してはいけない物質」の3種類がある。
- ② ドーピング違反になる物質は毎年更新されている。
- ③ 意図していない使用によるドーピング
(うっかりドーピング)でも制裁の対象となる。
- ④ サプリメントは医薬品ではないため
表示されていない成分(違反物質)が混入している可能性がある。
- ⑤ 医薬品を使用する前に「スポーツファーマシスト」に相談しよう。